

あだちSDG s パートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 あだちSDG s パートナー登録制度（以下「本制度」という。）は、足立区（以下「区」という。）とともにSDG s の取組等を実践する企業・団体を「あだちSDG s パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録し、官民一体となってSDG s を推進するとともに、パートナー同士が知見や資源を共有し合い、新しいプロジェクトが生まれ育っていくことを目的とするものであり、この要綱は、本制度のパートナー登録等にかかる事項を定めるものである。

(パートナーの登録要件)

第2条 パートナーの登録要件は、次の各号のいずれにも該当する企業・団体とする。

- (1) SDG s 達成に向けた取組を実践している、又は実践する予定があること。
- (2) パートナーに登録されたことやパートナーとしての活動内容について、当該パートナーのホームページやSNS等で情報発信することに同意すること。
- (3) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する企業・団体でないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反する活動をしないこと。
- (5) 区及びパートナーの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと。

(登録単位)

第3条 パートナーは、原則として企業・団体の事業所ごとに登録するものとする。

(登録申請方法)

第4条 パートナーの登録を受けようとする企業・団体は、「あだち×SDG s 足立区SDG s 未来都市 特設サイト」（以下「特設サイト」という。）のパートナー登録申請フォームから申請するものとする。

(登録等)

第5条 区は、前条の登録申請を受けた場合は、遅滞なく当該申請内容を審査し、パートナーとして適当と認める場合は、「あだちSDG s パートナー」として登録するとともに、当該申請を行った企業・団体に対し、特設サイト上で登録証を交付するものとする。

- 2 前項の規定による登録の有効期間は、原則2年間とする。
- 3 有効期間終了までにパートナーから更新の意思表示があった場合は、1回限りで有効期間を2年間延長できるものとする。
- 4 パートナーから更新の意思表示がない場合には、有効期間の終了に伴い、登録は失効する。
- 5 更新後の有効期間が終了してもパートナー登録の継続を希望する場合には、前条の方法により再度申請を行うことができる。

(足立区SDG s 未来都市及び自治体SDG s モデル事業推進ロゴ)

第6条 前条第1項の規定による登録を受けたパートナーは、前条第2項に定める登録の有効期間中、別に定める「足立区SDG s 未来都市及び自治体SDG s モデル事業推進ロゴ使用取扱要綱」（4足政S発第55号 令和5年1月13日 政策経営部長決定）を遵守したうえで、

足立区SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業推進ロゴを使用することができる。

(取組状況等の報告)

第7条 パートナーは、区が求めるときには、SDGsに関する取組状況等を区に報告しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第8条 パートナーは、次の各号のいずれかに該当する場合には、区に申し出なければならない。

- (1) 登録申請フォームに入力した内容に変更があったとき。
- (2) 企業・団体の合併又は解散、事業の休止又は廃止その他事業活動の存続に関する事項に変更等があったとき。
- (3) パートナーの登録を解除するとき。

(登録の取消委任)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消を行うことができる。

- (1) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 第7条の規定により区が求める取組状況等を報告しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと区長が認めるとき。

(庶務)

第10条 本制度に関する事務は、政策経営部SDGS未来都市推進担当課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (5足政S発第10号 令和5年5月11日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。